

予備検査の注意点（検査予約は1～3ラウンドのみ）

- ① 予備検査は使用者が決まってない自動車（小型自動二輪車：251cc以上）について、保安基準への適合性を確認する手続きで、検査に合格すると自動車予備検査証を交付します。
- ② 自動車予備検査証の「有効期間3ヶ月以内」に、新使用者の「使用の本拠」を管轄する運輸支局等に所定の書類を提出して登録をすることができます。

必要書類

- ① 自動車検査票（新規・構造等変更・予備・記載変更用）
- ② 登録識別情報等通知書（小型自動二輪車は自動車検査証返納証明書）
（新車は要りません）
- ③ 譲渡証明書（旧所有者の住所・名称の記載と押印があるもの）→戻ってくる
※未梢登録証明書等に記載された所有者が申請する場合には不要
（所有者が変わらない場合は要りません）

④ 手数料納付書

※国と検査法人に納付する手数料は印紙と証紙を区別して使用

(1) 小型自動車または小型自動二輪車

国（印紙） ¥ 400 + 検査法人（証紙） ¥ 1,600 = **¥ 2,000**

(2) その他の自動車

国（印紙） ¥ 400 + 検査法人（証紙） ¥ 1,700 = **¥ 2,100**

⑤ 予備検査申請書（第1号様式または第2号様式）

※委任状を添付する場合を除き、新所有者・新使用者の記名押印または自署が必要

※新車や諸元（寸法・重量等）に変更が場合には第2号様式などの追加が必要

※けん引車追加（8号様式）、基準緩和や積載物品変更（7号様式）、その他（10号様式）

⑥ 委任状→戻ってこない・認印でも良い

※申請書に所有者の記名押印または自署がない場合に必要

（本人が直接申請する場合は要りません）

⑦ 点検整備記録簿

（新車は要りません）

小型自動二輪用（別表第7）

自家用乗用車用（別表第6）

被けん引車用（別表第4）

自家用貨物自動車等用（別表第5）

※中小型貨物車、幼児専用車、大型特殊車、乗用レンタカーなど

事業用自動車等用（別表第3）

※事業用自動車、自家用バス、大型車（総重量8トン以上）など

■ 予備検査後（3ヶ月以内）の新規登録

Ash_01

新使用者の「使用の本拠」を管轄する運輸支局等に所定の書類を提出して登録

必要書類

- ① **新規登録申請書**（第1号様式）
※委任状を添付する場合を除き、新所有者・新使用者の記名押印または自署が必要
- ② **手数料納付書**
登録・手数料印紙 **¥700**（小型自動二輪車は不要）
- ③ **重量税納付書**
- ④ **自動車予備検査証**（指定工場で検査を受けた場合は保安基準適合証）
- ⑤ **譲渡証明書**
※未梢登録証明書等に記載された所有者が申請する場合には不要
（所有者が変わらない場合は要りません）
- ⑥ **新所有者の印鑑証明書**（交付日から3ヶ月以内のも・小型自動二輪車は不要）
※新所有者と新使用者が異なる場合は新使用者の住所を証する書面（交付日から3ヶ月以内のも）ならびに新使用者の押印（認印）または署名のある委任状
個人…住民票
法人…印鑑証明書または登記簿謄本（抄本）の写し
- ⑦ **新所有者の実印**（印鑑証明書の印鑑 ※新使用者・小型自動二輪車は認印）
※本人申請の場合に必要
- ⑧ **委任状**（新所有者の実印を押印・新使用者の委任状は認印）
※申請書に新所有者・新使用者の記名押印または自署がない場合に必要
（本人が直接申請する場合は要りません）
- ⑨ **自動車保管場所証明書**（新使用者・交付日から40日以内）
- ⑩ **自動車損害賠償責任保険証明書**
- ⑪ **自動車税申告書**
※2月までの自動車税の支払い（3月中の登録・小型自動二輪車の場合、支払いはありません）
- ⑫ **自動車取得税申告書**
※新車登録から5年未満の自動車の場合支払い
- ⑬ **ナンバープレート購入**
※自動車の持ち込み・取付・封印 **¥1,440**（小型自動二輪車 ¥520・車両の持ち込みは不要）
※希望ナンバー予約済証 **¥4,400**（字光式 ¥5,300）※予約済証発行後4業務取扱日後交付